

別表（第2条関係）

区 分	優良再開発型優良建築物等整備事業（制度要綱第2第3号）			市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業（制度要綱第2第4号）	既存ストック再生型優良建築物等整備事業（制度要綱第2第5号）
	イ 共同化タイプ	ロ 市街地環境形成タイプ	ハ マンション建替タイプ		
基 準	<p>次の全ての要件に適合する事業であること</p> <p>①山口市のまちづくり計画に適合していること</p> <p>②街なか居住に資する事業であること</p> <p>③本要綱第3条に規定する道路に面する建築物の1階部分には、不特定多数の者が出入りし利用することが想定される商業施設又は公益施設（社会福祉、地域交流、教育文化、医療等の施設）を設置すること（ただし、既存ストック再生型は除く）</p>				